

事務連絡  
令和2年4月22日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 婦人保護事業担当課・母子生活支援施設担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における  
特別定額給付金関係事務処理について

平素から、婦人保護事業に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
今般、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月22日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）が別添1のとおり発出されました。

これにより、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていない事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）について、特別定額給付金の支給における基準日（令和2年4月27日）以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例中、諸事情により基準日までに住民票を移すことができない事例や、基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例において、配偶者からの暴力を理由に避難している者（以下「申出者」という。）が一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合は、申出日時時点で、申出者が居住する市町村（特別区を含む。以下同じ）から特別定額給付金を支給することとされています。

については、下記事項について特段の御配慮をお願いするとともに、各都道府県におかれましては、管内市（特別区を含む。）の婦人相談員担当課及び管内市町村の母子生活支援施設担当課に、周知していただきますようお願いいたします。

なお、内閣府男女共同参画局から各都道府県の配偶者暴力相相談支援センター主管部（局）へ、同様の事務連絡が発出されることを申し添えます。

## 記

### 1 婦人相談所等における被害者への助言等

婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設及び婦人相談員（以下「婦人相談所等」という。）においては、特別定額給付金の申出手続きをする被害者に対応する際に、基準日以前に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例中、諸事情により基準日までに住民票を移すことができない配偶者からの暴力を理由とした避難事例や、基準日の翌日以降に発生した配偶者からの暴力を理由とした避難事例等の申出があった場合には、別添1の事務連絡の取扱いがあることを知らせ、必要に応じて、市町村の特別定額給付金担当窓口に対して、給付金の支給市町村の変更のための申出を行うよう助言等していただきますようお願いいたします。

### 2 市町村の特別定額給付金関係事務担当者等との連携

別添1の事務連絡の第二のとおり、配偶者からの暴力を理由とした避難事例の対応に当たっては、市町村の特別定額給付金関係事務担当者だけでの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、個別事例の取扱い等について、市町村の特別定額給付金関係事務担当から照会を受けた場合には、婦人相談所等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の特段の御配慮をお願いいたします。

### 3 「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の発行

別添1の事務連絡第一の2（2）②の証明書については、婦人相談所において発行するものとされていますが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書（証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）を受けた場合も含む。）も、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いをすることができるかとされています。その際、過去に証明書を発行した者への再発行や面談歴のある者への発行に関しては、来所を求めず、本人確認書類の確認のみでの発行を可能とするなど、申出者の負担軽減への配慮をお願いいたします。

については、配偶者からの暴力の被害者の求めに応じて、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行を迅速に行っていただくとともに、今回の特別定額給付金の申出事務の用途に限り用いることができる、同証明書に代わる書類（特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書。同事務連絡の別紙様式1例参照。以下、「DV被害申出確認書」という。）を婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）においても、発行していただくようお願いいたします。

なお、DV被害申出確認書は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じつつ、短期間での対応が求められることも踏まえ、特別定額給付金の申出事務の用途に限って、特例的に、被害者の居住地の市町村において、本年4月から6月までの期間に限って、

発行できるものである点に御留意いただき、その発行に当たっては、原則として以下の要件を満たすことが必要となります。

- －平成 31 年 4 月以降に避難した者であって、同月以降に、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援業務を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）による直接的支援（保護又は面談であって、電話相談は含まない）を受けている者であること
- －発行機関による本人確認を行っていること
- －基準日（4 月 27 日時点）での居住地を確認できていること

なお、居住地の確認に当たっては、住民票等によることが困難である場合もあることから、例えば、民間支援団体からの証明文書などによる確認や、直近の公共料金（電気、水道、ガス等）の請求書等により、居所の特定に必要な確認を行いつつ、申出者に過重な証明負担を課さないよう、柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

また、民間シェルターに緊急的に避難している被害者又は民間のDV被害者支援団体からの支援を受け、実家や知人宅等に緊急的に避難している被害者で、居住地の行政機関とこれまで連絡を取っていなかった被害者が、新たにDV被害申出確認書の迅速な発行を申請することが想定されます。その際には、申出者等に事情を確認するとともに、必要な本人確認と居住地の確認を行った上で、配偶者からの暴力を理由とした避難事例であると合理的に判断できる場合には、同確認書を速やかに発行していただくようお願いいたします。

#### 4 配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金に係る周知広報チラシ

別添 2 の事務連絡のとおり、申出者が、住民票のある市町村ではなく、申出日時点で居住する市町村において支給を受けることができる旨を周知するためのチラシが別紙のとおり作成されました。婦人相談所等の窓口に設置いただく等、御活用ください。

#### 5 その他

今回の配偶者からの暴力を理由に避難している方及びその同伴者に係る特別定額給付金の避難先自治体（居住市町村）からの給付に当たっては、「医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること、又は配偶者の被扶養者となっていないこと」を要件とはしませんが、被害者又は申出者に対し、必要に応じ、医療保険に関し、事案に応じた情報提供を行ってください。（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 第 2 の 7（6）を参照。）

#### 別添 1

令和 2 年 4 月 22 日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡「配偶者

からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係事務処理について」

別添2

令和2年4月22日付け総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金事業の実施に係る周知広報チラシについて」